

避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に居住し、食鳥処理業を営んでいたが、原発事故により避難した後、平成29年に帰還し営業を再開した申立人ら（夫婦）について、取引先（鶏舎、合鴨農家）が帰還していないこと、食肉を扱うこと等を考慮して、平成27年3月から令和3年12月までの営業損害（影響割合について平成27年3月から平成29年12月までが10割、平成30年は8割、令和元年は6割、令和2年は4割、令和3年は2割）等が賠償されるとともに、申立人ら各人に、過酷避難状況による精神的損害30万円、生活基盤変容による精神的損害250万円、自主的避難等対象区域に滞在したことによる自主的避難等に係る損害20万円が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X1、及び同X2（以下、「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

- 1 生命・身体的損害（診断書取得費用） 金72,600円
（令和4年8月4日）
- 2 営業損害（〇肉店） 金2,332,512円
（平成27年3月1日～令和3年12月31日）
- 3 申立人X1分として
 - (1) 過酷避難状況による精神的損害（中間指針第五次追補第2の1）
（平成23年3月11日～平成23年9月10日）
金300,000円
 - (2) 生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補第2の2）
金2,500,000円
 - (3) 自主的避難に係る損害（中間指針第五次追補第3）
（平成23年4月23日～平成23年12月31日）
金200,000円
- 4 申立人X2分として
 - (1) 過酷避難状況による精神的損害（中間指針第五次追補第2の1）
（平成23年3月11日～平成23年9月10日）
金300,000円
 - (2) 生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補第2の2）

金2,500,000円

(3) 自主的避難に係る損害（中間指針第五次追補第3）

（平成23年4月23日～平成23年12月31日）

金200,000円

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）に対する和解金として、金840万5112円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和5年6月9日

（仲介委員 日向 隆）